（郵便物認可）　（本號八頁）　明治廿三年六月廿七日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千六百九十八號　金曜日
明治廿三年六月廿七日（巳卯）
舊曆庚寅五月十一日
日出午前四時二十八分　入午後六時五十九分
月出午後一時十三分　入午前零時二十五分
滿潮午後零時零一分
（西曆一千八百九十年）

時事新報の安寧策

帝國議會將に開けんとするに際し國家最大一の急は政治上の劇變を避けて數年の安寧を維持するに在り安寧を維持せんとするには政府をして國民の輿望を得せしむると肝要なりと雖も現政府は大に民間の歌心を得たる者と云ふ可き依て其然る所以の原因を求めて之を最ふの手段を論じ題して安寧策と名つけ來る七月一日より數日間の紙觀として廣く讀者の高評を乞はんとす

時事新報定價

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受タ

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

民業保護の方法

從來我が政府が民業に干渉して或は間接に法令を作り便宜を假し或は直接に資本を與へ富國利民の策に扱々として其勉強は世人の耳目を驚く所なりしが如何ある故にや其結果は每に思はしからずして干渉保護も功能を奏し得ざるのみか往々意外の現象を發見するとさへ珍しからざりしより近來に至りては保護と云へる文字を見て忽ち一種異樣の感覺を起し厭して之を非難し去り復た事の當否を尋ねるに連あきものゝ如し民業保護は本來に於て果して左程に恐むべき者なる歟今夫れ一國の經濟を立てんとすれば農なり工なり商あり其國の風土に應じ形勢に從ふて利益を進捗せんとを務め其利益を集めて以て著々富强を計るべし農にして利益あらば農も可なり商にして利益あらば商も亦可あり唯利益を標準として益々事業を進るよろ專一の要用なれ事業の性質によりては目前に損ありて永遠に利なるものあり私に失て公に得るものあり違近公私を比較して永遠に利あり又公益とあるものあらば如何にもして之を發達進捗せしめ以て一國全體の富を增殖するは蓋し國民たるものゝ任務と申すも亦可ならん假令へ何過極險の個人論者にもせよ又自由貿易論者にもせよ多少の智識によりて發達し得べき富源に向ひ發は自然に放任せよと云ふと能はざるべし之を水田に喩ふるに一度堤防を修築すれば年々穀物を收穫して安穩なれども郡村のみにては現身その費用に堪へざるより府縣會に訴へて地方稅の補助を仰ぐ府縣會は遠近公私の利害を比較して事情の許す限り補助を與ふるも漫に之を非難するを得ざるなり可し即ち府縣會が僅に地方の利害に無あ水旱災害の損失を顧自沈思して單純に判斷を下すに當るものにして其意は各般の事業皆然らざるはなし事業にして果して保護の甲斐あるものならば國民を代表する政府たるものは國の利益の爲めに經濟の許す限り之を保護するみそ當然あるべし民業保護は其性質に於て決して非難すべきに非されども今日に至るまで遂に世人を滿足せしむると能はずして却て輕蔑を催ほさしむるに至りたるものは必竟當局者が種々樣々の支障によりて其本然の明を蔽はれ保護を施すみと宜しきを得ざるに由るものならん民業保護を非難するの聲は實に其目的に在らずして手段にあるを知るべし當局者が民業の利害を判定したる從來の實迹に就ては我輩の怪訝に堪へざる意味合なきに著きしかども特に之を細說するの要なきが故に唯その保護の主義は利害の最も親易きものに限り聊かにても疑はしきものは一切否決すべしとして次に保護の方法は種類により概言すると易からざれども强ひて之を一括すれば其資本に保護を與へずして其利益を補充するとなし而して其恩澤を成るべく一般に被むらしむべしと云はんのみ輕來の有樣にては恰も無中に有を求むるが如く資本を與へて業を興さしむる樣のとさへなきに非ざりしとなれば嘗て恩賜の資金を消費し藝業も亦隨て廢絕し國財一朝にして空に歸するのみならず多數の實業者をして悲典の少數なるに失望せしめ其企業心を沮喪して百弊竝び起るに至る現に士族授產金を始め其他何々の事業に特別あど〻稱して直接に資本を下附したるものは今日に至り殆んど一も繁昌するものとてはなかれども之に反し利益補充の法によりたる鐵道會社等の如きは日を追ひ隆盛に赴くみと事實に於て明かなり且又商賈社會の盛衰損得は變化不定にして豫め損毛を覺悟せざる可らざるの常あれば資本を恩賜に仰ぐは最も危險なる次第にして若しも何等かの事變に遭ひ一朝莫大の損毛を被りて恩賜の資金も殆んど其用を爲さゝる迄に減ずるみともあらば會社は何を以て其運命を維持せんとするか此時に當り政府は又も之を中絕せしむるに忍びずして資金を補足するの止むを得ざるとなる可し隨て損あれば隨て之を補ひ際限ある可らざる其上に當業者として必ずしも德義の制裁に束縛せらるゝ者にあらざるが故に政府の監督ありと雖も計算を左右するみと敢て甚だ難きに非ず是れ皆政府が直接に資本に向て保護を與ふるの弊害危險にして右の筆法を改めざるに於ては如何に國家の公益とあるべき事業にても實効を奏す可きの期なくして保護獎勵は偶々以て自然の發達を妨ぐるに足るべし何れの點より見ても民業の保護は利益補充を以て眞上と定むるの外あかるべきなり

（未完）

官報

〇大藏省告示第二十九號
横濱第二國立銀行發行洋銀券引替期限本月三十日限リニ候處除聞ノ次第有之本年十二月限リ延期ス
明治廿三年六月廿六日　大藏大臣伯爵松方正義

〇輸入稅則改正案　昨年十二月以來調査委員の下調に付して調査（マッキンレー氏ら[illegible]）提出せしか其之を提出するや共和黨議員は[illegible]對を試み甲論乙駁し其討論數日に渉り尚[illegible]所を知らざる勢ありしも遂に本月二十一日に[illegible]八票の多數（之を非とするもの百四十三可とするもの百六十一）を以て下院を通過せり然るに聞く所ゝ據れは上院に於ては反對論者多數を占め且つ當國輸入商等は相連合して總代人を華盛頓府に派遣し反對の意見を陳辨せしめんとする計畫ありと云へば下院に於けるか如く該議案の上院を通過するみとは頗る難事あるべしと又反對論者の主張する要點を擧れば本改正案は其効力の及ぶ範圍狹小に止りて大區域に達せず即ち其益する所少數にして多數に及ばず之を要するに富者をして益々富ましめ貧者をして愈々貧あらしむるものなりと云ふにあり殊に當紐育の如き共和黨多き地方にては此等反對論者最も勢力を占め居るものゝ如し

以上敍述するが如く本案は今後如何落著すべきか得て之を知らず雖も姑く本邦貿易上莫大の關係ある稅目を左に列記して當業者の參考に供すと去月二十八日附を以て在紐育本邦領事館より報告あり（外務省）

改正（）自錄

生絲、繭、蜜蜂蠟	無稅	
茶	無稅	
蠶蛹及各種蠶紙、繭紙、繭紙	從價稅	三割
一	一立方碼ニ附キ其重量日一「オンス」ヨリ少カッタ八「オンス」ヨリ多カラス而シテ絹ノ重量日二割五分以下一割以上ノモノハ一封ニ附キ從量稅七十五仙、從價稅一割五分	
一	絹ノ重量日五割以下二割五分以上ノモノハ一封ニ附キ從量稅一弗二十五仙、從價稅一割五分	
一	絹ノ重量日五割以上ノモノハ黑色ナレハ一封ニ附キ從量稅一弗六十仙、從價稅一割五分白色若クハ色染ノモノ又ハ半黑ノモノ又ハ半色著ノモノハ一封ニ附キ從量稅二弗二十五仙、從價稅一割五分	
白米	一封度ニ附キ二仙	
玄米	同	
米粉類	同	
粟	同	
稗	同	
米（十二番篩ヲ通ス（キモノ）	一封度ニ附キ一仙二厘五毛	
磁器及陶器類	從價稅	一割五分
一 普通土器	同	六割
一 著色陶磁器	同	五割五分
一 無地白色陶磁器	同	三割
麥稈畳田	一封度ニ附キ四仙	
白龍腦	精製硫黃華	一順ニ附キ八弗
硫黃花	同	十弗
其他ノ硫黃	同	八弗
粗硫黃	無稅	

雜報

〇上樣の御名、冒稱相成らず　昔し支那にては貴顯の名に因りて治亂の治の字をさで諱で天下治平と云ふときにも理平などゝ稱せり又日本にても維新前までは支那流の習慣行はれ至尊の御名は申す迄もなく將軍の名さへも之を諱み百姓町人はおろか時の大老にても將軍の名は其一字だも冒かすみと堅く相成らざりしのみならず落々にても其通りにて落主の若君生れ給ひて名を馬太郎と呼ばせ給ふや以後人を馬と呼んでは恐れ多しシカと唱へて然るべしと藩士の面々に沙汰するなど今は一場の昔馬鹿物語に存するのみ然るに近頃好かしき風聞の耳朶に達せりそを如何にと云ふに今度改正にある大學令の中には「大學の外他の學校は大學の字を校名に附し又は學部其他學科等の名に附するみとを得ず」と定めまた大學及び其學部に準ずべき高等專門學校の外は學生と稱するを得ず云ふシテ見ると大學の稱號は帝國大學の占有にして私立學校は何程其學問の度が高尙なるも安りに大學と云へる名稱を附するみと能ざるが如し次に又學生と云ふみとは書生の異名として今日普通一般に用ひ居るにも拘はらず之をも亦安りに用ふるみとの出來ぬとあり世に行はるゝ女大學人書籍も書名[illegible]ありと云ふ文部[illegible]題、正の四字を人名[illegible]議に提出さるゝも[illegible]

〇上川市街の殷計　中なりし石狩國上[illegible]市街は嘗て本紙上[illegible]大臣より「北海道[illegible]チ立テ離宮ヲ設ケ[illegible]の達に基き道廳に[illegible]其市街の殷計も全[illegible]く地形に依りて之[illegible]

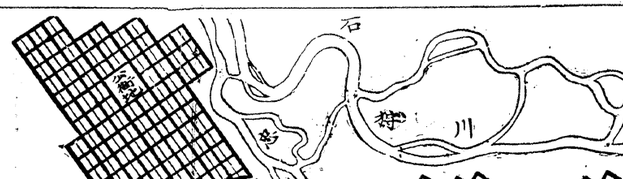

萬四千百六十八坪倘は八千三百四十[illegible]右の外別に工場見[illegible]に倍蓰すれば他日[illegible]張し得べしとなり[illegible]川の間なる高臺、[illegible]示したるのみなれ[illegible]あるよし、屯田兵[illegible]原野に殺くるもの[illegible]在り即ち圖に見ゆ[illegible]て北見國に向ふも[illegible]

〇大金持飢に泣く　諸新聞に紛々たる[illegible]飢に泣いての話近[illegible]飯も食へぬ貴民を[illegible]る世となりたり神[illegible]申さぬ成程貴民は[illegible]々とても天下には[illegible]民が世にあるから[illegible]ては拙者如き者は[illegible]までも生き延び[illegible]の樣に一々否味を[illegible]飢死の覺悟致して[illegible]